

北海道日高振興局告示第5号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定により、つぶかご漁業(日高振興局管内沖合海域)について、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数等に関する制限措置を次のように定めた。

令和3年2月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数			(6)漁業を営む者の資格
つぶかご漁業	日高振興局管内沖合海域	幌泉郡と広尾郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以西、沙流郡と勇払郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から206度55分の線以東の海域。 ただし、つぶかご漁業の共同漁業権漁場区域を除く。	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	99隻	20トン未満	日高振興局管内に住所を有する者	令和3年2月1日から令和3年3月1日まで	<p>1. この公告に係る許可の有効期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。</p> <p>2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。</p> <p>3. この公告に係る申請書の提出先は、日高振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き、次に掲げる港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、次の陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は、他の船舶に転載する場合は、その都度、日高振興局長に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">陸揚港○○港</p> <p>(2)使用するかごの大きさは直径95センチメートル、高さ30センチメートル以内、窓の直径は20センチメートル以上とし、ろう斗を付けてはならない。</p> <p>(3)海中に敷設するかごの数は、800個以内でなければならない。</p> <p>(4)海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない。</p> <p>(5)次に掲げるかごが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 甲幅8センチメートル以上のはなさきがにの雄がに</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ ずわいがに</p> <p style="margin-left: 20px;">エ べにずわいがに</p> <p style="margin-left: 20px;">オ たらばがに</p> <p style="margin-left: 20px;">カ あぶらがに</p> <p>(6)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>